

## 農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、高品質な県産農産物の輸出を促進するため、山梨県果実輸出促進協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱によるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）、これらに対する補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする協議会は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、内容を審査し適当であると認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により協議会に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

第5条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 協議会は、事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

### (補助金の交付)

第6条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

2 協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 協議会は、毎年度12月末日現在の補助対象事業の遂行状況を、事業遂行状況報告書(様式第6号)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 協議会は、補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第8号)により協議会に通知するものとする。

2 知事は、協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、協議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、協議会の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第10条 協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(書類の提出)

第11条 この要綱により提出する書類は、正副1部を知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、果樹王国やまなし輸出戦略事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日施行)は廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

5 この要綱は、令和5年10月24日から施行する。なお、別表の補助対象事業のうち新規輸出準備事業は、令和7年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき

交付決定された補助金については、廃止後も、なおその効力を有する。

6 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

別 表

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助率
やまなしブランドPR事業	山梨ブランドの浸透に必要な次のPR資材等の作成 ・県産果実ロゴマークシール ・のぼり旗 ・チラシ 等	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2 以内
海外販売促進活動事業	販路開拓・拡大に必要な次のプロモーション活動の実施 ・フルーツショップの設置 ・フルーツフェアの開催 ・プレゼンテーションの実施	ただし他の補助金を受けている場合は、補助対象経費から他の補助金を差し引いた金額を補助対象経費とする。	
新規輸出準備事業	新たに輸出解禁となった国・地域への輸出拡大に必要なプロモーション活動等の実施 ・国内式典の開催 ・現地プロモーション活動の実施 等		定額

様式第1号

番 年 月 日  
号

山梨県知事 へ

山梨県果実輸出促進協議会  
会長 印

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円を交付されたく申請します。

添付書類：事業実施計画書

※なお、押印は省略して差し支えない。

## 年度農産物輸出拡大サポート事業実施計画書

- 1 (事業名) ※必要に応じて枝番を付けて事業毎に作成すること  
(例：1-1 (事業名)、1-2 (事業名))

(1) 事業の目的

(2) 事業計画

1 実施時期
2 実施内容
3 その他

## 2 収支予算

### (1) 事業費及び事業費負担区分

単位：円

項目（事業名）	事業費	負担区分		備考
		県補助金	山梨県果実輸出 促進協議会負担金	
計				

### (2) 収支予算

#### ア 収入の部

単位：円

項目	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
山梨県果実輸出 促進協議会負担金					
計					

#### イ 支出の部

単位：円

項目	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
役務費					
需用費					
計					

3 事業完了予定年月日      年    月    日

番 号  
年 月 日

山梨県果実輸出促進協議会  
会長

山梨県知事

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 番 号をもって申請のあった 年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金については、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった農産物輸出拡大サポート事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助対象事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助対象事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

3 補助対象事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。

4 補助対象事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 20%以内の経費の配分の変更

イ 補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
  - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番 年 月 号  
日

山梨県知事 へ

山梨県果実輸出促進協議会  
会 長 印

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり変更したいので、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

(新旧対照して記載のこと)

※なお、押印は省略して差し支えない。

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 へ

山梨県果実輸出促進協議会  
会 長 印

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次のとおり中止（廃止）したいので、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第5条の規定により承認されたく申請します。

中止（廃止）の理由

※なお、押印は省略して差し支えない。

様式第5号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 へ

山梨県果実輸出促進協議会  
会 長 印

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった農産物輸出拡大サポート事業費補助金について、次のとおり概算払により交付されたく、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により申請します。

1 概算払額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算 交付額②	差引額 ①－②＝③	今回概算 請求額④	備考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払の方法 口座振替

振込先銀行名

預金種別

口座名

口座番号

※なお、押印は省略して差し支えない。

様式第6号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 へ

山梨県果実輸出促進協議会  
会 長 印

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

区 分	総事業費	事業の遂行状況（ 年 12 月 31 日現在）				備 考
		年 12 月 31 日まで に完了したもの		年 1 月 1 日以降に実施 するもの		
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
農産物輸出拡大サポ ート事業費補助金	円	円	%	円		

※なお、押印は省略して差し支えない。

様式第7号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 へ

山梨県果実輸出促進協議会  
会 長 印

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 (別記) 事業実施報告書

2 支払方法

口座振替

振込先銀行名

預金種別

口座名

口座番号

※なお、押印は省略して差し支えない。

(別記)

年度農産物輸出拡大サポート事業実施報告書

- 1 (事業名) ※必要に応じて枝番を付けて事業毎に作成すること  
(例：1-1 (事業名)、1-2 (事業名))

(1) 事業の効果

(2) 事業実績

1	実施時期
2	実施内容
3	課題・問題点
4	その他

※なお、押印は省略して差し支えない。

## 2 収支決算

### (1) 事業費及び事業費負担区分

単位：円

項目（事業名）	事業費	負担区分		備考
		県補助金	山梨県果実輸出 促進協議会負担金	
計				

### (2) 収支決算

#### ア 収入の部

単位：円

項目	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
山梨県果実輸出 促進協議会負担金					
計					

#### イ 支出の部

単位：円

項目	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
役務費					
需用費					
計					

3 事業完了日            年    月    日

様式第8号

番 号  
年 月 日

山梨県果実輸出促進協議会  
会長

山梨県知事

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金額の確定通知書

年度農産物輸出拡大サポート事業費補助金の交付額について、農産物輸出拡大サポート事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円